

発表項目 (行事名)	特定地域づくり事業協同組合の認定について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）」に基づく「特定地域づくり事業協同組合」について、次のとおり認定しましたので、お知らせします。</p> <p>道では、今後も多くの地域でこの制度の活用が進むよう、説明会や個別の相談対応などを通じ、積極的なサポートに努めていきます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定の概要</p> <p>(1) 浜益特定地域づくり事業協同組合（5月事業開始予定） 地区：石狩市浜益区 認定日：令和4年4月25日</p> <p>(2) えんがるサンキュー協同組合（同上） 地区：遠軽町 認定日：令和4年4月28日</p> <p>2 これまでの認定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下川事業協同組合（R3.2） ・中頓別町特定地域づくり事業協同組合（R4.2） ・初山別事業協同組合（R4.3） ・なよろ地域づくり事業協同組合（R4.3） <p>3 添付資料</p> <p>道と連携してこの制度を推進していただいている北海道中小企業団体中央会（中小企業組合の専門支援機関）の報道発表資料は、別添のとおりです。</p>		
参考	<p>■特定地域づくり事業協同組合制度の概要</p> <p>過疎地域など人口急減地域において、季節ごとの労働需要に応じて複数の事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を確保し、事業協同組合が個々の事業者に派遣することで、<u>地域の担い手確保</u>を図ることを目的とするもの。</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	<p>■各組合への個別の取材希望や組合設立に関する支援については、別添資料のとおり北海道中小企業団体中央会（011-231-1919）へお問合せください。</p> <p>■当該制度全般や道の認定に関しましては、下記担当までお問合せください。</p>		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所) 石狩振興局記者クラブ	
	同時レク	オホーツク総合振興局記者クラブ	
担当 (連絡先)	<p>総合政策部地域創生局地域政策課（担当者：中里）</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-206-6404</p> <p>内線 23-455</p>		

令和4年4月28日
北海道中小企業団体中央会

道内で広がる特定地域づくり事業協同組合！

～人口急減地域での地域産業の担い手を確保する新たな制度～

人口が急激に減少している地域の維持とその地域の経済の活性化を図るため、令和2年6月4日に「地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、地域産業の担い手を確保するための新たな特定地域づくり事業協同組合制度が開始しました。

北海道内においては、令和3年2月に下川町での道内第1号の認定を皮切りに、令和4年2月に中頓別町、3月に初山別村と名寄市、4月に石狩市浜益区と遠軽町で認定され、特定地域づくり事業協同組合が急速に広まっています。

中小企業組合の専門支援機関である北海道中小企業団体中央会では、関係機関と連携し、新たな制度に関する情報提供や普及促進、組合設立に対する支援、各種の申請・届出書類作成等の支援、組合設立後のフォローアップと組合運営への支援などを行なっています。

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合(都道府県知事が認定)に対して国などが財政的、制度的な支援を行う制度です(詳細別添参照)。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

北海道内では、以下の特定地域づくり事業協同組合が誕生しました(詳細別添参照)。

- ① 下川事業協同組合(下川町)：令和3年2月認定、既存組合に事業追加
- ② 中頓別町特定地域づくり事業協同組合(中頓別町)：令和4年2月認定、新規設立
- ③ 初山別事業協同組合(初山別村)：令和4年3月認定、新規設立
- ④ なよろ地域づくり事業協同組合(名寄市)：令和4年3月認定、新規設立
- ⑤ 浜益特定地域づくり事業協同組合(石狩市浜益区)：令和4年4月認定、新規設立
- ⑥ えんがるサンキュー協同組合(遠軽町)：令和4年4月認定、新規設立

制度の詳細や全国の認定状況等については、以下の総務省HPをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

各組合への個別の取材希望など、本件に関するお問合せについては下記の本会担当者にご連絡ください。本会では、引き続き、関係機関と連携し、特定地域づくり事業協同組合の普及促進に取り組み、地域経済の活性化に貢献します。

本件に関する報道機関からのお問合せ先

北海道中小企業団体中央会 連携支援部 担当：津川、馬込
〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階
TEL：(011) 231-1919 FAX：(011) 271-1109



北海道中小企業団体中央会 HP
<https://www.hokkaido.or.jp/index.html>

特定地域づくり事業協同組合制度の概要 (出典:総務省資料)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、Uターン障害

特定地域づくり事業協同組合制度

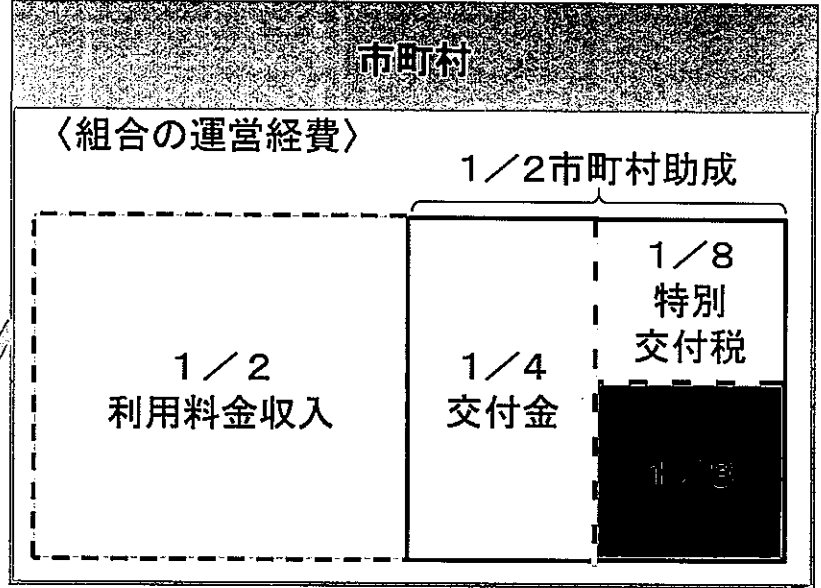
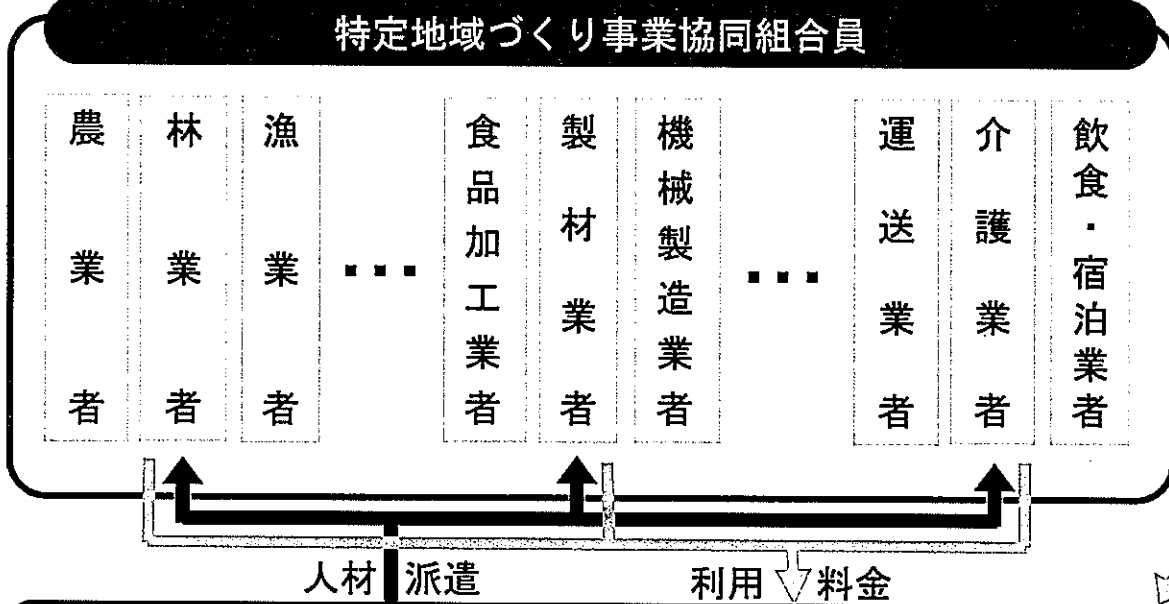
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)

⇒地域の担い手を確保

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
 ※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



特定地域づくり事業協同組合
 地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

認定

道内の特定地域づくり事業協同組合の状況

※ 事業計画書等に基づき記載しており、派遣職員数や派遣業務内容等について、変更となる可能性があります。

組合名	初山別事業協同組合【新規設立】
設立認可年月日	令和4年1月14日
北海道認定年月日	令和4年3月14日
事業開始	令和4年4月
組合員数	10人
派遣職員数	4人
派遣業務内容	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務、除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務、福祉事業乗降補助業務、浄化センター管理業務、ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業
組合事務局	事務局長1名

組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立認可年月日	令和3年11月26日
北海道認定年月日	令和4年2月22日
事業開始	令和4年4月
組合員数	13人
派遣職員数	2人
派遣業務内容	コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務、道路パトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳、製本等業務、牧場業務（搾乳）、カフェ接客、薪製造
組合事務局	事務所は役場内に設置 事務局長1名（町職員が兼職）、 事務員1名（地域おこし協力隊）

組合名	なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立認可年月日	令和4年2月14日
北海道認定年月日	令和4年3月14日
事業開始	令和4年4月
組合員数	5人
派遣職員数	6人
派遣業務内容	旅客運送業務（タクシー及びバス）、穀類乾燥施設業務、農作業（牛育成）
事務局	事務局長1名（道北なよろ農業協同組合からの出向）

組合名	下川事業協同組合【既存組合に事業追加】
法人成立年月日	昭和25年2月27日
北海道認定年月日	令和3年2月22日
事業開始	令和3年3月
組合員数	17人
派遣職員数	3人
派遣業務内容	食料品小売・販売業務、木材・木製品製造生産設備制御・監視業務
組合事務局	理事長1名 職員2名

組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立認可年月日	令和4年3月25日
北海道認定年月日	令和4年4月25日
事業開始	令和4年5月
組合員数	6人
派遣職員数	3人
派遣業務内容	漁労作業・水産養殖作業、農作業・養畜業、飲食業務
事務局	事務局長1名（浜益わかもん会会長）

組合名	えんがるサンキュー協同組合【新規設立】
設立認可年月日	令和4年4月1日
北海道認定年月日	令和4年4月28日
事業開始	令和4年5月
組合員数	4人
派遣職員数	4人
派遣業務内容	農作業補助、除雪補助、飲食業務、運送業務
組合事務局	事務局長1名（元地域おこし協力隊）

